

静岡県告示第350号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、県営漁港における岸壁使用料の収納事務を次のとおり委託したので、告示する。

令和7年4月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

受託者の名称及び所在地	委託する事務の種類	委託する期間
焼津漁業協同組合 焼津市城之腰 269－9	焼津漁港（焼津地区）における 岸壁使用料の収納事務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
小川漁業協同組合 焼津市小川 3392－9	焼津漁港（小川地区）における 岸壁使用料の収納事務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
伊豆漁業協同組合 下田市外ヶ岡 11	稲取漁港における 岸壁使用料の収納事務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
いとう漁業協同組合 伊東市新井 1－1－18	網代漁港における 岸壁使用料の収納事務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
浜名漁業協同組合 浜松市中央区舞阪町舞阪 2119－19	舞阪漁港における 岸壁使用料の収納事務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで